

# 厚生労働大臣の定める届出に係る掲示事項

(療担規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項)

医療法人社団心和会 心和病院

令和8年6月1日

## 【入院基本料に関する事項】

当院は、10対1入院基本料を算定しており1日当り40人患者様が入院しており、1日12人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

9時00分～17時00分： 看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。

17時00分～9時00分： 看護職員1人あたりの受け持ち数は20人以内です。

## 【保険医療機関の従事者以外のものによる看護（付添看護）に関する事項】

当院では、保険医療機関による従事者以外の付添看護は行っておりません。ご了承下さい。

## 【入院治療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化に関する事項】

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

## 【明細書の発行に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を発行しております。なお、明細書には使用された医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## 【身体的拘束最小化に関する事項】

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

## 【医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術に関する事項】

書式が決められているため、手術項目に当院で実施していない手術も含まれています。

## 【ジェネリック医薬品の積極的使用に関する事項】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。変更が発生する場合には医師または薬剤師が十分に説明致します。

## 【長期収載品の処方等又は調剤に関する事項】

2024年10月から長期収載品の選定療養の制度が導入されています。この制度は、患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担する仕組みです。2024年10月からは先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当でしたが、2026年6月からは2分の1相当へ変更になります。詳細は厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」をご覧ください。

## 【食事療養費に関する事項】

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温にて提供しております。

## 【北海道厚生局への届出事項に関する事項】

- ・ 障害者施設等入院基本料 10：1
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算
- ・ 入院ベースアップ評価料 35
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・ 身体的拘束最小化推進体制加算
- ・ 入院時食事療養 1
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

## 【保険外負担に関する事項】

当院では、診断書・証明書類作成料、その他療養の給付とは直接関係のないサービスにつきまして、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の「文章等価格一覧」「保険外負担金（自費）一覧」をご参考下さい。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、一切認められていません。